

令和 8 年

## 第 2 回臨時輪之内町議会会議録

令和 8 年 5 月 8 日 開会

令和 8 年 5 月 8 日 閉会

輪之内町議会

## 第2回臨時輪之内町議会会議録目次

5月8日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長の選挙	4
副議長辞職の件	7
副議長の選挙	7
常任委員会委員の選任及び議会運営委員会委員の選任	10
安八郡広域連合議員の選挙	11
議案上程	11
町長提案説明	11
議第25号（提案説明・質疑・討論・採決）	13
議第26号（提案説明・質疑・討論・採決）	16
閉会	18
会議録署名議員	19

令和 8 年 5 月 8 日開会 第 2 回臨時輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 8 年 5 月 8 日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第7 議案上程
- 日程第8 町長提案説明
- 日程第9 議第25号 専決処分の承認について  
輪之内町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議第26号 専決処分の承認について  
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長の選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長の選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第10までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4までの各事件

○出席議員（8名）

1番	田 中 実	2番	大 橋 慶 裕
3番	林 日出雄	4番	浅 野 重 行
5番	浅 野 進	6番	上 野 賢 二
7番	高 橋 愛 子	9番	田 中 政 治

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	朝倉和仁	副町長	荒川浩
教育長	増田浩志	会計管理者兼 調整監兼 会計室長兼 税務課長	大橋勝弘
調整監兼 健康こども課長	菱田靖雄	総務危機管理課長	松岡博樹
福祉介護課長	野田理恵	企画財政商工課長	水谷和智
建設課長	長屋弘明	農業振興課長	西脇元彦
教育課長	小関達也	住民環境課長	岩田好弘

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	松本香代	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○上野賢二議長

ただいまの出席議員数は8名です。議員定足数に達しておりますので、令和8年第2回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので、開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○上野賢二議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、2番 大橋慶裕議員、5番 浅野進議員を指名します。

---

○上野賢二議長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

○上野賢二議長

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和7年度2月分及び3月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

○田中 実副議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 上野賢二議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

○田中 実副議長

追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって上野賢二議員の退場を求めます。

(上野賢二議長退場)

○副議長

職員に辞職願を朗読させます。

○松本香代議会事務局長

辞職願。このたび都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和8年5月8日、輪之内町議会議長 上野賢二。輪之内町議会副議長様。

○副議長

お諮りします。

上野賢二議員の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長

異議なしと認めます。

したがって、上野賢二議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

上野賢二議員の入場を求めます。

(6番 上野賢二議員入場)

○副議長

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定しました。

---

○田中 実副議長

追加日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

○5番 浅野 進議員

投票をもって決めていただきたいと思います。

○副議長

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に、大橋慶裕議員、林日出雄議員、浅野重行議員を指名します。

投票用紙を配付します。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 田中実議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

○副議長

投票漏れはありませんか。

(「ありません」の声あり)

○副議長

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

大橋慶裕議員、林日出雄議員、浅野重行議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長

選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 8 票。

有効投票のうち、上野賢二議員 5 票、田中政治議員 2 票、浅野進議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 2 票です。

したがって、上野賢二議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長

ただいま議長に当選されました上野賢二議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

上野賢二議員、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。

○6番 上野賢二議員

ただいまは、議員各位の皆様方の御推挙をいただきました。引き続き議長という本当に大役でございますが、一生懸命務めてまいります。

輪之内町の発展はもとより、町民の信頼を得られる議会運営に努めてまいりますので、皆様と一緒に頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。本日は本当にありがとうございました。よろしく申し上げます。(拍手)

○副議長

上野賢二議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

(午前 9 時 46 分 休憩)

(午前 9 時 48 分 再開)

(上野賢二議長議長席に着席)

○上野賢二議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 田中実議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

---

**○上野賢二議長**

追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、田中実議員の退場を求めます。

(田中実副議長退場)

**○議長**

それでは、職員に辞職願を朗読させます。

**○松本香代議会事務局長**

辞職願。このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。  
令和8年5月8日、輪之内町議会副議長 田中実。輪之内町議会議長様。

**○議長**

お諮りします。

田中実議員の副議長の辞職を許可することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、田中実議員の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。  
田中実議員の入場を求めます。

(1番 田中実議員入場)

**○議長**

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定をいたしました。

---

**○上野賢二議長**

追加日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

(挙手する者あり)

○議長

3番 林日出雄議員。

○3番 林 日出雄議員

指名推選でお願いしたいと思っております。

その上で、浅野重行議員を推選いたします。以上です。

(挙手する者あり)

○議長

7番 高橋愛子議員。

○7番 高橋愛子議員

浅野重行議員を指名します。

(挙手する者あり)

○議長

5番 浅野進議員。

○5番 浅野 進議員

投票で決めていただきたいと思えます。

○議長

ただいま投票との意見がありました。

投票と指名推選の両意見が出た場合、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、選挙の方法は投票によることにいたします。

それでは、議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長

ただいまの出席議員数は8名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に田中実議員、浅野重行議員、浅野進議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 田中実議員から順次投票をお願いいたします。

(投票)

○議長

投票漏れはございませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。

田中実議員、浅野重行議員、浅野進議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長

それでは選挙の結果を報告いたします。

投票総数8票、有効投票8票、無効はゼロでございます。

有効投票のうち、浅野重行議員6票、浅野進議員1票、田中実議員1票、以上のとおりでございます。

この選挙の法定得票数は2票です。

したがって、浅野重行議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○議長

ただいま副議長に当選されました浅野重行議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

浅野重行議員、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○4番 浅野重行議員

先ほど副議長選挙におきまして、皆様の御支持をいただきまして当選させていただきました。誠にありがとうございます。

これからは上野議長をでき得る限り補佐し、また町執行部と議会がうまくいきますよ

う、かけ橋となるよう努力してまいります。また、輪之内町発展のために努力してまいりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○議長

日程第4及び日程第5を一括議題といたします。

暫時休憩いたします。

おおむね10時40分再開といたします。

（午前9時59分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

○上野賢二議長

日程第4、常任委員会委員の選任及び日程第5、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、私より指名をさせていただきます。

総務産業建設常任委員会委員には、田中実議員、大橋慶裕議員、林日出雄議員、浅野重行議員、浅野進議員、私、それから高橋愛子議員、田中政治議員を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員には、田中実議員、大橋慶裕議員、林日出雄議員、浅野重行議員、浅野進議員、私、上野、高橋愛子議員、田中政治議員を指名いたします。

議会運営委員会委員には、これは4名でございますが、田中実議員、林日出雄議員、高橋愛子議員、田中政治議員を指名いたします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おおむね1年と定めることにしたいと思います。御異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定をいたしました。

これから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時00分 再開)

### ○議長

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長 田中実議員、副委員長 林日出雄議員です。

文教厚生常任委員会は、委員長 大橋慶裕議員、副委員長 田中実議員です。

議会運営委員会は、委員長 林日出雄議員、副委員長 高橋愛子議員です。

---

### ○上野賢二議長

それでは、日程第6、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

### ○議長

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

安八郡広域連合議員には、私、上野、それから副議長の浅野重行議員、文教厚生常任委員長の大橋慶裕議員を指名いたします。

---

### ○上野賢二議長

日程第7、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

### ○上野賢二議長

日程第8、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明をしていただきます。

朝倉和仁町長。

### ○朝倉和仁町長

改めまして、おはようございます。

新年度が始まり早くも1か月がたとうとしておりますが、議員各位にはますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。

先ほどは、議長、副議長をはじめ議会の構成も決まり、本年度の新たな体制がスタートとなったところでございます。今後も議会と執行部との連携を密にしながら、住民本位の行政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、本日提出させていただきます議案の内容について御説明を申し上げますが、その前に、5月3日の新聞等で報道がありましたヒスタミンによる食中毒の件について御報告をさせていただきます。

まず主な経緯でございますが、5月1日金曜日の夕方に、福東こども園の調理員から保健センターに、夕方になっても舌がぴりぴりするとか、頬が赤くなるという症状が続いているという連絡があり、この一報を受け、町の管理栄養士が西濃保健所に食中毒のおそれがある旨の通報をいたしました。

給食を食べた職員13名のうち、職員5名が舌のしびれ、頬の紅潮、ほてりが長時間続くなどの症状を訴え、そのうち2名が医療機関を受診したところ、医師から食中毒の届出がなされることとなりました。

その日のうちに、福東こども園の立入検査が西濃保健所によって行われ、検体検査の結果、給食で提供した春カツオの甘辛煮によるヒスタミン食中毒と断定され、これにより福東こども園は再発防止処置を講じられるまでの間、業務禁止処分を受けました。

なお、子供さんにつきまして、給食は3園で同じものを提供しておりますので、念のため、3園の子供たちの体調を確認しましたところ、嘔吐1名、発熱1名、体調の変化を訴える園児1名が確認されましたが、西濃保健所による問診で、いずれも給食との因果関係が認められないということで判明いたしました。

今回の事案を受けまして再発防止への対応としまして、5月5日の午前に福東こども園で西濃保健所職員から指導及び衛生研修を受講し、同日午後、福東こども園の業務禁止処分が解除され、5月7日、昨日でございますが、通常どおり給食を提供したところでございます。

以上が今回の事案でございますが、今回の経緯を踏まえ、今後は大切なお子様たちをお預かりしていることを肝に銘じ、改めて3園ともに衛生管理と適切な調理の徹底を図りながら再発防止に万全を期してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、改めまして、本日提出議案、専決処分2件について御説明をいたします。

まず、議第25号は、地方税法等が改正されたことに伴い輪之内町税条例の一部を改正する条例を、続く議第26号も、同じく地方税法等の改正に伴い輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をそれぞれ3月31日付で専決処分をいたしましたので、その

承認を求めるものでございます。御審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

---

## ○上野賢二議長

日程第9、議第25号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘税務課長。

## ○大橋勝弘会計管理者兼調整監兼会計室長兼税務課長

それでは、御説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議第25号 専決処分の承認についての議案書でございます。

次の2ページが専決処分書、3ページからが改め文となります。

今回の専決処分につきまして、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、輪之内町税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

大まかな改正内容は主に3点でございます。

1点目は、軽自動車税における環境性能割の廃止とそれに伴う用語の整理でございます。従来の「種別割」という名称を単に「軽自動車税」とし、環境性能割に関する規定を削除いたします。

2点目は、固定資産税の免税点の引上げでございます。物価の動向などを考慮し、家屋及び償却資産の免税点の額を見直します。

3点目は、個人町民税における申告手続の簡素化や電磁的方法、いわゆる電子データによる申告書提出に対応するための規定の整備及び条項の整理等でございます。

主な改正部分は新旧対照表にて説明させていただきますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。

まず、第11条の3、納税証明事項についてでございます。

軽自動車税の納税証明事項における用語について、従来の種別割という表現を軽自動車税に改め、法令との整合性を図るものでございます。

次に、第12条、延滞金についてでございます。

延滞金の加算対象となる規定の中から、後ほど御説明いたします環境性能割の廃止に伴い第65条の6第1項を削るほか、関係する条項の参照について整理を行っております。

次に、2ページの第26条、所得割の課税標準についてでございます。

第2項におきまして、所得税法の総所得金額等の計算について、例によってという文言を追加し、法令の参照を明確にするための文言整理を行っております。また、第3項におきましては、特定配当等の用語定義に係る参照条項の整理を行っております。

次に、3ページの第26条の8、寄附金税額控除についてでございます。

地方税法の改正に伴い、特例控除額の計算において引用する法附則第5条の6の項番号を第2項から第3項または第4項へ改める条項の整理でございます。

次に、第28条の2、町民税の申告についてでございます。

町民税の申告を要しない者の要件の中で、扶養親族等申告書に係る参照条項の整理を行っております。

次に、5ページの第28条の3の2、給与所得者の扶養親族等申告書についてでございます。

第1項第2号において、配偶者の所得要件の記載を整理し、6ページの第5項において、申告事項を電磁的方法、いわゆる電子データで提供できる旨の規定について参照条項の整理を行っております。

次に、第28条の3の3、公的年金等受給者の扶養親族等申告書についてでございます。

公的年金受給者の扶養親族等申告書について、手続の簡素化を図るため、前年から異動がない場合にはその旨を記載することで記載事項を簡略化できる規定を設けております。また、電磁的方法による提供に係る参照条項の整理も併せて行っております。

次に、9ページの第42条、固定資産税の免税点についてでございます。

固定資産税を課さないこととする課税標準額、いわゆる免税点について引上げを行うものです。家屋につきましては、従来20万円から30万円へ、償却資産につきましては従来150万円から180万円へと引き上げます。なお、土地につきましては、現行どおり30万円を据え置いております。

次に、10ページの第64条、軽自動車税の納税義務者及び第65条、軽自動車税のみならず課税についてでございます。

軽自動車税における環境性能割の廃止に伴い、環境性能割、種別割という文言を削除し単に軽自動車税とするほか、環境性能割や三輪以上の軽自動車の取得者に係る規定を削る整理を行っております。

次に、第65条の3から第65条の8についてでございます。

これらは、環境性能割の課税標準、税率、徴収方法、申告納付、過料及び減免について定めた条文でございますが、今回の改正による環境性能割の廃止に伴い、これら第65条の3から第65条の8までの規定を全て削除するものでございます。

次に、13ページの第66条から17ページの第73条までにつきましては、従来種別割という表現を法令との整合性及び分かりやすさを考慮し、軽自動車税へと改める整理を行っております。

続きまして、18ページの附則第5条から35ページの附則第15条までにおきましては、法令改正に伴う引用条項の整理や文言の整理など、所要の規定の整備を行っております。

次に、40ページをお開きください。

40ページの附則第16条、こちらにおきましては、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について文言等の整理を行っております。

41ページの附則第16条の2におきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について、それぞれ法令の改正に合わせた所要の文言整理等を行っております。

また、42ページの附則第17条におきましては、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例について、附則第18条におきましては、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例について、それぞれ所要の規定の整備を行うものでございます。

続きまして、44ページの附則第18条の3につきましては、特定暗号資産に係る譲渡所得等について、課税上の取扱いを明確化するための規定整備を行うものであります。これに伴い、関連条文においても当該所得を含めた計算となるよう、読替規定を追加しております。

最後に、46ページの附則第19条から附則第19条の3までにおきましては、法令改正に合わせた所要の規定の整備、用語の整理等を行うものでございます。

それでは、議案書の13ページにお戻りください。

附則でございます。

第1条では、この条例は令和8年4月1日から施行するものとし、ただし書で各号に定める日から施行すると定めております。

次の第2条から第4条までは、各税目ごとの経過措置を定めております。

説明は以上となります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○議長

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

#### ○議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第25号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「なし」の声あり)

#### ○議長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第25号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○議長

異議なしと認めます。

したがいまして、議第25号 専決処分の承認について、輪之内町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

## ○上野賢二議長

日程第10、議第26号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

大橋勝弘税務課長。

## ○大橋勝弘会計管理者兼調整監兼会計室長兼税務課長

それでは、御説明させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

議第26号 専決処分の承認についての議案書でございます。

次の17ページが専決処分書、18ページが改め文となります。

今回の専決処分につきまして、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和8年3月31日に公布されたことにより、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

主な改正点は、国民健康保険税に係る課税限度額及び均等割の減額の対象となる所得の基準額の改正をするものです。改正部分は新旧対照表において説明をさせていただきますので、新旧対照表の51ページをお開きください。

初めに、第2条、課税額につきまして、国民健康保険税は国保加入者の医療費などに充てる基礎課税額、それから後期高齢者の方の医療費を支援する後期高齢者支援金等課税額、40歳から64歳までの方のみ負担する介護納付金課税額の3つから構成されるものですが、このうち基礎課税額に係る限度額を現行の「66万円」から「67万円」に引き上げるものです。

次の第23条、国民健康保険税の減額についても、第2条と同様に基礎課税額の課税限度額を改正するものです。

また、52ページになりますが、国民健康保険税の均等割の減額対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額について、同条第2号の5割軽減の対象となる金額を現行の「30万5,000円」から「31万円」に引き上げ、同条第3号の2割軽減の対象となる金額を現行の「56万円」から「57万円」に引き上げるものです。

議案書の18ページにお戻りください。

附則第1項では、この改正条例は、令和8年4月1日から施行するものとし、附則第2項は適用区分を定めたものでございます。

以上で、議第26号の説明を終わらせていただきます。御審議を賜りますようよろしく  
お願いいたします。

**○議長**

では、これより質疑を行います。

質疑はございますか。

(「ありません」の声あり)

**○議長**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第26号についての討論を行います。

討論はございますか。

(「ありません」の声あり)

**○議長**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第26号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、議第26号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

**○上野賢二議長**

なお、本で行われました役員改選の結果は、別紙役員構成表のとおりでございます。  
この体制で1年間よろしくお願いを申し上げます。

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長**

異議なしと認めます。

したがいまして、そのように決定をいたします。

---

**○上野賢二議長**

これで本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年第2回臨時輪之内町議会を閉会させていただきます。

本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

(午前11時22分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年5月8日

輪之内町議会 議長 上野賢二

新議長 上野賢二

副議長 田中実

署名議員 大橋慶裕

署名議員 浅野進